

# 佐久市環境美化巡視員の役割

○佐久市ポイ捨て等防止及び環境美化に関する条例

・平成22年10月1日施行、罰則規定平成23年4月1日施行。

市長

↓ 委嘱

環境美化巡視員  
(各区衛生委員長)

↓ 巡視

ポイ捨て等禁止行為

- ・空き缶等のポイ捨ての禁止
- ・廃品類の投棄の禁止
- ・飼い犬等の遺棄及びふんの放置の禁止
- ・落書きの禁止
- ・飲料用自動販売機に回収容器の設置義務

↓ 通報

市への通報

・区民の皆さんに条例の主旨を周知。

・腕章、身分証明書など巡視員であることを証明するものを身に付けて、地元自治区内や隣接する河川や道路等を月1～2回程度見回る。

・巡視報告書を生活環境課へ提出する。

・違反行為の現場を発見した時に市に通報。  
(違反者を見かけた場合は、トラブルになる場合もありますので接触せずに、すぐに生活環境課へ通報してください。)

62-3094(佐久市役所生活環境課)  
82-3113(臼田支所経済建設環境係)  
58-2081(浅科支所経済建設環境係)  
53-3111(望月支所経済建設環境係)

\* 巡視の際は、交通事故等に十分気を付けてください。

腕章は任期中は各自で管理していただき、退任したときは、次の衛生委員長に引き継いでください。